

## 三世代ファミリー同居等促進事業補助金の申請手続きの流れ

STEP. 0 新築等の契約締結までに、交付対象、要件等を確認し、チェックシートを提出

STEP. 1 住宅の新築、売買、増改築にかかる契約書を締結、工事等が完了、引渡しが済み、三世代での同居等を開始したら

→**三世代ファミリー同居等促進事業補助金事前申込書(様式第1号)及び承諾書兼宣誓書(様式第2号)を提出**

※添付書類

- 承諾書兼宣誓書（様式第2号）
- 工事請負契約書又は売買契約書の写し（契約年月日が確認できるもの）
- 家屋平面図（改修の場合には、工事前後の図）
- 登記事項証明書（所有者が確認できるもの）コピーで可
- 領収書等、新築等に要した費用がわかる書類
- 納税証明書（非課税の場合はそのことを証する証明書）  
※三世代同居・準同居を開始した年に他市町村から転入してきた方のみ
- 完成写真（改修の場合は実施前の写真も必要）
- 子を妊娠中の場合は母子健康手帳の写し（保護者の氏名がわかるページ）
- 併用住宅の場合は新築等を行った住宅の図面（住宅部分と住宅以外の部分がわかるもの）



※申込みの期限は、三世代同居・準同居を開始した年の 翌年の1月15日まで です。  
この期限までに申込みがない場合は補助金が交付できませんので、ご注意ください。

○申込書の内容の審査が終了した後、2月上旬に「交付予定通知書」をお送りします。

STEP. 2 交付予定通知書の交付を受けたら、

→**通知書に記載の期日までに三世代ファミリー同居等促進事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第4号)を提出**



○申請書の内容の審査が終了した後、三世代ファミリー同居等促進事業補助金交付決定兼確定通知書（様式5号）をお送りします。

STEP. 3 三世代ファミリー同居等促進事業補助金交付決定兼確定通知書の交付を受けたら

→**三世代ファミリー同居等促進事業補助金交付請求書(様式第6号)を提出**

○提出を受けてから概ね1ヶ月で指定口座へと補助金が振り込まれます。

### 【申請先・問合先】

石川県河北郡津幡町字加賀爪ニ3

津幡町総務部企画課

TEL: (076) 288-2158(直通)

FAX: (076) 288-6358

Mail:kikaku@town.tsubata.lg.jp